

福祉生活病院常任委員会資料

(平成28年2月23日)

〔件 名〕

- 1 鳥取大学大学院寄附講座「メタンハイドレート科学講座」の準備状況について
(環境立県推進課)・・・1
- 2 次期とっとり環境イニシアティブプランの策定状況について
(環境立県推進課)・・・2
- 3 東部広域行政管理組合の可燃物処理施設の処理方式決定を受けた対応について
(環境立県推進課)・・・14
- 4 「第8次鳥取県廃棄物処理計画(素案)」に係るパブリックコメントの実施について
(循環型社会推進課)・・・15
- 5 産地偽装事件に係る本県の対応状況等について
(くらしの安心推進課)・・・別冊
- 6 「平成28年度鳥取県食品衛生監視指導計画(案)」に係るパブリックコメントの実施について
(くらしの安心推進課)・・・20
- 7 「鳥取県消費者教育推進計画(案)」に係るパブリックコメントの実施結果について
(消費生活センター)・・・23
- 8 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(住まいまちづくり課)・・・25

生活環境部

鳥取大学大学院寄附講座「メタンハイドレート科学講座」の準備状況について

平成28年2月23日
環境立県推進課

平成28年4月の開講に向けて、鳥取大学への寄附講座「メタンハイドレート科学講座」の準備を進めているところである。

このたび、寄附講座の指導体制等が整ったので、その概況について報告する。

1 寄附講座の目的・概要

メタンハイドレート等の海洋資源の本格的な調査研究開発や採掘を行うことのできる技術者を育成するため、平成28年4月から鳥取大学大学院に寄附講座を設置し、専門コース（修士課程）を開設する。

- 定員 10名程度（5名/年程度）
- コースの目的等：海洋資源開発における即戦力となる高度技術者を育成する。
 - ・工学、理学（地質・地球物理学）、水産学などの分野横断的カリキュラム
 - ・海洋調査演習（実習）などフィールドでの実践的学習も重視

2 指導体制

寄附講座講師の海老沼孝郎教授を中心に、鳥取大学学内及び他大学非常勤講師による指導体制を整備する。（11科目の受講を可能とする。）

(1) 海老沼孝郎教授のプロフィール（平成27年10月1日着任）

- ・1957年11月14日生(58歳) 1987年 博士(理学 北海道大学)
日本鋼管(株)、通産省工業技術院(後の(独)産業技術総合研究所)在籍後
- ・2009年(独)産業技術総合研究所メタンハイドレート研究センター副研究センター長
- ・2015年 明治大学研究・知財戦略機構ガスハイドレート研究所勤務
- ・2015年10月1日 鳥取大学大学院 寄附講座教授 就任 現在に至る。

(2) 石田直人助教のプロフィール（平成28年4月1日着任予定）

- ・1973年7月24日生(42歳) 2007年 博士(理学 熊本大学)
産業技術総合研究所地圏資源環境研究部門、新潟大学等に在籍後
- ・2014年 明治大学研究・知財戦略機構ガスハイドレート研究所勤務
- ・2015年 同所 特任講師、現在に至る。

※日本海のメタンハイドレートの調査のため9航海、延べ200日乗船を経験

3 学生の募集状況

- ・第1回入学試験（12月3日）において2名が合格
- ・2月19日より再募集の受付を開始し、3月7日に試験が行われる予定

4 その他

鳥取大学と連携し、一般向け公開講座メタンハイドレート連続講座（鳥取大学サイエンスアカデミー）を開催予定。

場所：県立図書館 時間：10:30～12:00

開催日	講演テーマ/講師
2月27日(土)	『“燃える氷”メタンハイドレートとは?』 講師/鳥取大学大学院工学研究科 寄附講座教授 海老沼 孝郎
3月12日(土)	『日本海の表層型メタンハイドレート：学術調査から探査へ』 講師/明治大学研究・知財戦略機構ガスハイドレート研究所代表 特任教授 松本 良
3月26日(土)	『私たちは海洋のエネルギーをどのようにして手に入れようとしているのか?～海洋エネルギー開発技術の最前線と人材育成の課題～』 講師/鳥取大学大学院工学研究科 教授 松原 雄平

次期とっとり環境イニシアティブプランの策定状況について

平成28年2月23日
環境立県推進課

本県の環境の保全及び創造に関する施策の基本計画である『鳥取県環境基本計画(計画期間:H23~H32)』の
実行計画である第2期『とっとり環境イニシアティブプラン』を策定することとしている。

今後、各項目の目標指標を記載した素案を作成し、パブリックコメントを実施することとしているので、
現在の状況を報告する。

1 第2期とっとり環境イニシアティブプラン(案)について

- (1) 内 容：鳥取県環境基本計画(計画期間:H23~H32)において示した目指すべき将来の姿を実現
するため、具体的に推進する施策や数値目標を記載した実行計画
- (2) 計画期間：平成27年度~平成30年度(4年間)
- (3) 根 拠：鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例(第9条)
- (4) 施策体系：基本計画で示した6項目の基本的方向性のもと、各種施策を展開
①「エネルギーシフトの率先的な取組み」、②「環境実践の展開」、③「循環社会の実現」
④「自然共生」、⑤「安全・安心な生活環境」、⑥「景観・快適さ」

2 温室効果ガスの削減目標について

- 温室効果ガスの削減目標 2018年(平成30年度)に2013年(平成25年度)比10%削減
2030年(平成42年度)の長期目標として、2013年比27%削減

【考え方】

- ・エネルギー起源CO₂は、年1.2%(第1期の削減実績(年2.4%)の1/2)の削減を見込む。
(国計画では年1.5%程度の削減)
- ・再生可能エネルギーは、メガソーラー等の大型施設の稼働予定など、プラン期間中に120MW程度の
導入を見込む。なお、2019年以降は年10MW(現状の1/3)程度の導入を見込む。
- ・電気排出係数(電源構成の変化による差)は、最も高い2013年時点の値で固定する。
- ・森林吸収量は、各年度、計画どおり間伐が進むものと見込む。

3 具体的な施策

(1) エネルギーシフト

○再生可能エネルギーの継続した導入推進

- ・低炭素社会の実現に向けて一層の再生可能エネルギーの導入促進を図る。

○地域エネルギー社会の構築

- ・バイオマス、温泉熱などのエネルギーを活用する取組を支援する。
- ・地域新電力事業者の立上げを支援する。

○主な目標指標(計画当初数値⇒H30年度数値)

■再生可能エネルギー設備導入	800MW	⇒	920MW
■電力自給率	31%	⇒	35%
■再エネによる発電量の家庭消費電力のカバー率	83%	⇒	97%

(2) 環境実践

○「水素社会」のトップランナーを目指す

- ・FCV導入、再エネ由来の水素ST、ステーションを整備し、三位一体の実証(環境教育)拠点を整備する。
- ・家庭用燃料電池等の導入支援による水素利用を促進する。

○EV・PHVなどの普及啓発、通勤手段・業務目的での低炭素交通化の推進

- ・充電インフラ設備の支援を勤務地等に拡大する。
- ・ジパークにおける観光ガイド対応型の超小型電動車両等による新たな観光モデルを構築する。

○個人・家庭における省エネの推進

- ・市町村と連携したエネファームやV2Hなど幅広い省エネ機器の導入を促進する。

○主な目標指標（計画当初数値⇒H30年度数値）

■県内エネルギー使用量	6,371百万GJ	⇒	6,032百万GJ
■EV・PHV普及台数	637台	⇒	3,300台
■EV充電設備設置数	152基	⇒	527基
■水素ST整備基数	0基	⇒	3基

(3) 循環社会

◎4R社会の実現

- ・食品ロスの削減など実効性のあるごみ減量・リサイクルを推進する。
- ・焼却灰の再資源化、生ごみ・紙ごみのリサイクル製品化を推進する。

◎廃棄物の適正処理体制の確立

- ・不適切な使用済物品回収に対する監視指導の強化や災害に備えた廃棄物処理体制を確立する。

◎リサイクル産業の振興

- ・生ごみ堆肥化技術など、本県の特徴あるリサイクルの推進と県外・海外への事業展開を支援する。

○主な目標指標（計画当初数値⇒H30年度数値）

■一般廃棄物の排出量（総数）	210千トン	⇒	193千トン
■一般廃棄物のリサイクル率	26.1%	⇒	31.0%
■一般廃棄物の最終処分量	18千トン	⇒	10千トン
■産業廃棄物の排出量	581千トン	⇒	581千トン
■産業廃棄物のリサイクル率	76.2%	⇒	77%
■産業廃棄物の最終処分量	21千トン	⇒	20千トン
■リサイクル産業における新規事業化数	+34件/4年間	⇒	+40件/4年間
■グリーン商品の認定数			+20件/年

(4) 自然共生

◎人と自然のふれあいの確保

- ・自然環境の保全と自然文化資源の観光利用の両立、環境資源を活用した魅力ある地域づくりを推進する。

◎生物多様性・健全な自然生態系の保全

- ・生物多様性の回復と適切な動植物の保護・管理を進める。

◎三大湖沼の浄化と利活用の推進

- ・三大湖沼の水質改善を進めるなど、保全・再生を図り、その利活用を推進する。

◎農地、森林等が持つ環境保全機能の回復

- ・環境負荷の少ない農業の推進や、森林の整備・保全を図り、農地・森林の持つ多面的機能を高める。

○主な目標指標（計画当初数値⇒H30年度数値）

■県立拠点施設における自然体験プログラム利用者数	8,725人	⇒	17,000人
■若手狩猟免許保有者数	155人	⇒	300人
■三大湖沼の水質（中海、湖山池、東郷池のCOD(mg/L)）	5.0、7.0、6.0	⇒	5.0、5.5、4.5
■有機農産物・特別栽培農産物の認定面積	1,358ヘクタール	⇒	1,500ヘクタール
■とっとり共生の森参画企業数	17社	⇒	23社
■間伐面積（年間）	3,050ヘクタール	⇒	4,200ヘクタール

4 今後の予定

議会での議論、パブコメ等で頂いた意見を踏まえ、最終案を作成し、環境審議会の答申を経て策定する。

次期とっとり環境イニシアティブプラン(素案) 概要版

【平成28年2月17日時点】

1 計画策定の趣旨・背景など

- この計画は、「第2次鳥取県環境基本計画（本県の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画）」の実行計画であり、具体的に推進する施策について、重点的に取り組むべき項目を抽出し、目標と目標を達成するための施策を掲げます。
- 計画期間は、平成27年度から30年度までの4年間とします。
- 計画の目標・施策はPDC Aサイクルにより進行管理を行い、公表します。

2 第1期の実績と主な取り組み

- 再生可能エネルギーの導入や消費電力の削減など各種施策の取り組みを通じ、一定の成果は上がっていますが、温室効果ガスの排出量や一般ごみの排出量等は目標を達成できていない状況です。

重点施策	実績	主な成果
エネルギーシフト	再生可能エネルギーの導入量 目標：759MW ⇒実績：800MW 電力自給率 目標：28.8% ⇒実績：31.0%	・国内有数のメガソーラーをはじめ、58か所で発電開始 ・太陽光発電施設はH22末からの3年間で8.4倍 ・県内一般家庭の消費電力の83%を再エネでカバー
環境実践の展開	TEASの認定数 目標：1,064件 ⇒実績1,300件 県内全体のエネルギー使用量 目標：6,682万GJ ⇒実績：6,369万GJ 急速充電器設置台数 目標：30基 ⇒実績：68基	・県版エコポイント制度には983店舗が参加 ・EV充電器は全体で150基を超えインフラ整備が進む ・エネルギー消費はH22比で10%近く削減
循環社会の実現	一般廃棄物の排出量削減 目標：880g/人 ⇒実績：980g/人 一般廃棄物のリサイクル率 目標：30% ⇒実績：26.1% グリーン商品の認定 目標：421件 ⇒実績：653件	・生ごみ堆肥化や紙おむつ燃料化など市町村での減量リサイクルの取組が拡大 ・4R実践活動に述べ5,600人が参加 ・認定グリーン商品は4年間で358商品を認定 ・リサイクル率は一廃・産廃ともに全国平均を大きく上回る

- 第1期では2010年当時の温室効果ガス削減目標（2020年に1990年比で25%削減）の達成に向け、再生可能エネルギーの利用促進、県民に対する温室効果ガス排出抑制等の活動の促進、交通手段の転換など社会システムの転換などの施策を実施しました。
- こうした取組により、第1期の4年間でエネルギー使用量は大きく減少しましたが、火力発電の増加による温室効果ガスの増大によって当初のCO₂削減目標（1990年比▲15.1%）を下回りました。

[単位：千トンのCO₂]

区分	2010年度 (H22年度) 現計画当初	2011年度 (H23年度) 計画1年目	2012年度 (H24年度) 計画2年目	2013年度 (H25年度) 計画3年目	2014年度 (H26年度) 現計画終期	計画期間中の増減量 (削減率)
エネルギー起源 CO ₂ の温室効果ガス	4,265	4,035	3,896	3,963	3,856	▲410 (▲2.4%/年)
エネルギー起源 CO ₂ 以外の温室効果ガス	659	669	533	620*	620*	▲39
再生可能エネ導入	▲76	▲78	▲86	▲122	▲130	▲54
電気排出係数との差	▲244	▲191	425	579	530	774
森林吸収量	▲517	▲550	▲561	▲572	▲585	▲68
合計	4,087	3,885	4,207	4,468	4,291	204
1990年度比 (当初目標値)	▲6.7%	▲11.3%	▲4.0%	2.09%	▲2.0% (▲15.1%)	-

*は現時点での暫定値を記載

3 施策体系

- 次期計画では、現行プランの成果と課題を踏まえ、今の施策体系の大枠を活かしつつ、直近の環境を巡る状況や社会経済情勢の変化に対応した内容とします。
- 温室効果ガスの削減目標については、COP21において日本が約束した温室効果ガス削減目標（2030年に2013年比26%削減）を上回る目標を設定し、一層の『省エネ・創エネ』を推進していきます。

【基本方向】

NPOや地域・企業などと連携・協働して、全国をリードする環境実践「とっとり環境イニシアティブ」に取り組む

【6つの目標と施策体系】



4 目標と施策等

1 【エネルギーシフト】エネルギーシフトの率先的な取組み

■目指す将来の姿■

- ・ 地域や事業所、家庭等において、再生可能エネルギーの導入や革新的な技術によって二酸化炭素排出量が比較的少ないエネルギー利用への転換が進んでいるとともに、多様な再生可能エネルギーの導入が進み、持続可能な低炭素社会の実現に有用な自立分散型のエネルギー供給構造への転換の礎が構築されています

1 温室効果ガス削減に向けた再生可能エネルギーの導入加速

【目標】・持続可能なエネルギーへの転換や地球温暖化防止対策に向けて、身近にある再生可能エネルギーを利活用する設備の導入を加速することで、県内設置の再生可能エネルギー設備を平成30年度末までに920,000kWへ導入を図ります。

- 【施策】① 発電事業者に対する支援
② バイオマス・地熱の熱利用促進
③ 家庭等への導入促進の支援
④ 率先導入と各種規制緩和の実現

2 地域エネルギー社会の構築

【目標】・再生可能エネルギーの導入拡大やエネルギー資源の多様化により、地域のエネルギー自給率を高め、地域に導入した設備を効率的に活用し、安定的にエネルギーが供給される地域エネルギー社会を構築することでエネルギーの地産地消による地域経済循環を進めます。

- ・ こうした取組を通じて電力自給率の向上を図り、一般住宅等で使用する電気に対する再生可能エネルギー自給率97%を目指します。

- 【施策】① マイクログリッドモデルの構築
② 地域エネルギー事業の確立
③ 地域エネルギー社会構築の担い手育成と活動支援

3 エネルギー資源多様化の促進

【目標】・エネルギー資源の多様化を促進することで、特定の資源への依存度を下げ、リスク分散による安定的なエネルギー供給体制を促進します。

- 【施策】① 既存設備の高度化と転換
② 新たなエネルギー源の導入検討

4 新たなエネルギー環境の整備

【目標】・再生可能エネルギー導入促進に必要な新たな技術開発や施工・維持管理技術向上による産業・雇用の創出を図るとともに、エネルギーの多様化や効率的な利用、地域経済循環などを実現する地域エネルギー社会構築のための普及啓発、人材育成を行います。

- 【施策】① 新たな再生可能エネルギー技術の開発促進及び普及促進
② 技術者養成とメンテナンス体制の確立
③ 次世代エネルギーパークを活用した環境教育や保全活動の推進
④ メタンハイドレート調査開発を担う高度技術者の育成

II 【環境実践の展開】 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開

■目指す将来の姿■

- ・ 幼児から大人まで全ての世代において環境教育・学習が積極的に実施されることにより、環境問題の解決に向けて自ら考え、行動する人が育っています。
- ・ 環境負荷低減に向けたライフスタイルの転換に自発的・積極的に取り組めるような社会システムへの転換が進んでおり、全ての主体が、連携・協働により県民運動的に環境配慮活動を実践し、日常的にライフスタイルが転換しています。

1 環境教育・学習の推進

【目標】・すべての主体が連携・協働して環境教育・学習を促進し、環境問題解決に向けて自ら考え行動する人を育てます。

- 【施策】① TEAS（鳥取県版環境管理システム）の普及促進
② 教育機関における実践的環境教育・学習の促進
③ 環境教育・学習の質の向上
④ 関係機関との連携強化

2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

【目標】・NPOや地域・企業等が一体となり、県民運動として環境配慮活動をすすめ、県全体のエネルギー使用量の削減を推進することで持続可能な社会を目指します。

- 【施策】① NPOとの連携及び人材の育成
② 省エネ診断の普及促進
③ TEAS（鳥取県版環境管理システム）の普及促進（再掲）
④ LED化をはじめとした省エネ対策の推進
⑤ 省エネ・省資源活動の徹底
⑥ 環境に配慮した建築物の推進
⑦ 優良取組の普及促進

3 社会システムの転換

【目標】・NPOや地域・企業等が一体となり、公共交通機関・自転車などの利用促進、EV・PHV（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車）タウン化を推進するとともに、次世代エネルギーである水素エネルギーの活用を図り、低炭素社会の実現に向けた社会システムの転換を図ります。

- 【施策】① モーダルシフトの推進
② EV・PHVタウンの推進
③ 水素エネルギーの推進
④ 気候変動の影響に対する適応策

III 【循環社会】環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現

■ 目指す将来の姿 ■

- ・ 廃棄物のリフューズ（断る）・リデュース（減量）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）を通じ、資源として利用するシステム構築と実践者の拡大により4つのRが定着するとともに、リサイクル技術の開発や事業化、リサイクル施設の整備等が進み、リサイクル産業が県経済に大きく寄与しています。
- ・ 廃棄物のエネルギー活用など、「循環型社会」と「低炭素社会」との調和が図られるとともに、環境への負荷が低減される廃棄物の処理体制や施設整備が進み、適正な処理が行なわれています。

1 4 R社会の実現

【目標】・大量生産・消費・廃棄型の従来の社会のあり方やライフスタイルを見直し、廃棄物を資源として循環させるリサイクルを推進するとともに、より環境への負荷が少ないリフューズ・リデュース・リユースの取組による発生抑制を促進し、4つのRが定着した循環型社会の形成を目指します。

- 【施策】① 実効性のあるごみ減量・リサイクルの推進
② 県民との協働による実践活動の拡大
③ 排出事業者の自主的な取組の推進
④ 産業廃棄物のリサイクルの向上と最終処分量低減の促進

2 廃棄物の適正処理体制の確立

【目標】・市町村等の関係機関と連携して、不適切な廃棄物や不用品の処理の監視を徹底するとともに、不法投棄の撲滅や県民への注意喚起により、適正な資源のリサイクル推進を図ります。
・災害に備えた廃棄物処理体制の充実に努めます。

- 【施策】① 産業廃棄物の適正処理の推進
② 不法投棄の撲滅
③ 災害廃棄物等の適正な処理体制の確保

3 リサイクル産業の振興

【目標】・リサイクル技術の開発や事業化、リサイクル施設の整備に対して助成等を行うとともに、新たなリサイクルビジネスの定着や拡大を図る取組に対して支援するなど、リサイクル産業の振興への取組を強化します。

- 【施策】① 本県の特徴あるリサイクルビジネスの推進
② リサイクル産業への参入促進と既存企業の成長支援
③ リサイクル製品の利用促進と販売促進
④ 地域の強みを活かした更なるリサイクル産業の育成

4 低炭素社会との調和

【目標】・食品ロスの削減等による排出抑制と一層のリサイクル推進により焼却処理廃棄物の削減を図ります。
・紙おむつの資源化やリサイクルが困難な紙くず・廃プラスチック類の固形燃料化を推進することで化石燃料の消費抑制を図ります。

- 【施策】① 温室効果ガスの発生抑制
② 廃棄物由来のエネルギー・熱回収の推進

IV【自然共生】自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

■目指す将来の姿■

- ・ 三大湖沼で豊かな生態系が生まれ、親しみ・安らげる水環境と訪れる全ての人が快適と肌で感じる環境が実現され、この環境を各主体が守り、賢明利用が進み、子ども達へ受継がれています。
- ・ 希少野生動植物の保護・管理、自然生態系の保全・再生等が県民との協働により実施され、人と共存しながら多種多様な動植物が生息生育しています。
- ・ 農業者が環境にやさしい農業に容易に取り組み、消費者がその農産物を容易に入手できるとともに、森林や林業の重要性への県民理解が深まり、健全な整備・保全が進むことで森林の持つ多面的機能が高まっています。
- ・ 豊かな自然環境を有する自然公園、地域固有の環境資源が保護・管理され、人と自然のふれあいの場として多くの方々に親しまれ、利用されるとともに、地域の活性化が図られています。

1 人と自然とのふれあいの確保

【目標】・豊かな自然環境の保全と地域固有の環境資源を活用した地域づくりを推進し、人と自然のふれあいの場として確保します。

- 【施策】① 自然公園の利用促進と地域で進める鳥取の緑づくり
② 環境資源を活用した魅力ある地域づくり
(鳥取砂丘、山陰海岸ジオパーク、三徳山周辺地域、大山 など)

2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

【目標】・生物多様性の回復と適切な動植物の保護・管理を進めます

- 【施策】① 生物多様性戦略の策定と推進
② 野生生物の保護と管理
③ 里地里山の再生

3 三大湖沼の浄化と利活用の推進

【目標】・三大湖沼(中海、湖山池、東郷池)の水質改善を進めるなど、保全・再生を図り、その利活用を推進します。

- 【施策】① 県内三大湖沼(中海、湖山池、東郷池)の浄化対策の推進
② ラムサール条約登録湿地の保全と利活用

4 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

【目標】・環境に負荷の少ない農業を進めるとともに、森林の整備・保全を図り、農地・森林の持つ多面的機能を高めます。

- 【施策】① 有機・特別栽培農産物等の総合的な支援
② 県産材使用の推進
③ 森林所有者等による森林整備の推進
④ 公益的機能の高い森林の公的整備の推進

V 【安全・安心】安全で安心してらせる生活環境の実現

■ 目指す将来の姿 ■

- ・ 安全で安心できる大気・水・土壌環境と快適な生活環境の中で県民生活が営まれ、豊かな地下水や温泉が持続的に利活用されています。
- ・ 有害な化学物質等について、適正な管理・使用が行われ、県民の理解が深まり、安全・安心な県民生活が営まれるとともに、環境影響評価制度が適切に実施され、大規模な開発事業などにおける環境への影響の回避や低減が図られています。
- ・ 北東アジア地域との連携・交流により、広域的・地球規模的環境問題の解決への対応・貢献がなされています。

1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

【目標】・安全で快適に暮らせる水・大気環境づくりと持続可能な地下水利用を推進します。

- 【施策】① 大気環境の保全と騒音・振動・悪臭の対策
- ② 水環境と土壌環境の保全
 - ③ 持続可能な水資源（地下水、水道水源、温泉資源）の利用

2 環境汚染化学物質の適正管理

【目標】・環境汚染化学物質の実態把握と適正管理・排出抑制により環境リスクを削減し、安全で安心な環境を確保します。

- 【施策】① 環境汚染化学物質の適正管理

3 環境影響評価の推進

【目標】・大規模な開発事業等の実施に当たり適切かつ円滑な環境影響評価を推進し、環境への影響の回避や低減を図ります。

- 【施策】① 環境影響評価の推進

4 北東アジア地域と連携した環境保全の推進

【目標】・北東アジア地域と連携して、環日本海地域における環境問題の課題解決に向けた取り組みを推進します。

- 【施策】① 北東アジア地域と連携した環境保全の推進

VI【景観・快適さ】美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進

■目指す将来の姿■

- ・ 町屋、古民家、鍍絵・なまこ壁などの歴史・文化的な街なみ等、美しい景観の保全・再生・創造・活用により、個性豊かで魅力あるまちづくりが進み、住民の誇りと愛着のあるまちづくりが実現しています。まちの魅力が高まり、観光誘客等交流人口の拡大等により地域が活性化しています。
- ・ 美しい景観を保全・再生・創造・活用し、次の世代に継承していくため、住民参加や多様な主体との協働・連携により、自立的・継続的な景観まちづくり活動が実践されています。

1 美しい景観の保全と創造

【目標】・良好な景観の保全と創造に努めます。

- 【施策】① 住民参加と多様な主体の協働連携による景観まちづくりの推進
② 景観に配慮した制限と誘導

2 歴史的、文化的街なみの保存と整備

【目標】・後世に残すべき歴史的・文化的な街なみに対する理解を高めて保存・整備し、持続可能な街づくりを進めます。

- 【施策】① 歴史的、文化的街なみの保存と整備（リノベーションの取組支援）

5 主な目標指標

主な目標指標		現状 (平成26年度末)	目標 (平成30年度末)
I-1 温室効果ガス削減に向けた再生可能エネルギーの導入加速			
県内設備容量	太陽光発電 発電事業者 (10kW以上)	91,617kW	151,000kW
	太陽光発電 事業者・住宅 (10kW未満)	39,937kW	50,000kW
	風力発電 (大型)	59,100kW	59,200kW
	バイオマス (熱利用・発電)	492,068kW	541,500kW
	水力発電	117,748kW	118,300kW
計		800,470kW	920,000kW
I-2 地域エネルギー社会の構築			
電力自給率		31%	35%
一般住宅等で使用する電気の自給率		83%	97%
I-4 新たなエネルギー環境の整備			
メタンハイドレート高度技術者の育成		—	10人
II-1 環境教育・学習の推進			
TEASの認定数 (総数)		1,300件	1,350件
(I種・II種の企業等)		51件	60件
(III種の企業等)		363件	385件
(II種の高等学校)		24件	25件
(III種の小中学校)		35件	40件
(III種の家庭 (わが家のエコ録 登録者含む))		817件	840件
子どもエコクラブ登録者数		8,850人	10,000人
II-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進			
・県内全体のエネルギー使用量 (H26からの削減率)		6,371万GJ*	6,032万GJ (5.3%)
・家庭部門のエネルギー使用量		1,332万GJ*	1,303万GJ
・企業部門のエネルギー使用量		3,325万GJ*	3,168万GJ
・運輸部門のエネルギー使用量		1,714万GJ*	1,561万GJ
II-3 社会システムの転換			
EV・PHV普及台数		637台	3,300台***
EV充電器設置基数		152基	527基***
水素ステーション整備基数		—	3基***
III-1 4R社会の実現			
一般廃棄物の排出量 (総数)		210千トン**	193千トン
一般廃棄物の排出量 (一人1日あたり)		980グラム**	945グラム
一般廃棄物のリサイクル率		26.1%**	31%
一般廃棄物の最終処分量		18千トン**	10千トン
産業廃棄物の排出量		581千トン**	581千トン
産業廃棄物のリサイクル率		76.2%**	77%
産業廃棄物の最終処分量		21千トン**	20千トン
III-2 廃棄物の適正処理体制の確立			
管理型産業廃棄物最終処分場の建設着手件数		0件	1件
優良産業廃棄物処理業者認定業者数		48件	68件
III-3 リサイクル産業の振興			
リサイクル事業の新規事業化企業数 (4年間)		+34件	+40件
リサイクル産業における雇用の創出人数 (4年間)		+94人	+20人
グリーン商品の認定数 (4年間)		+358件	+80件
III-4 低炭素社会との調和			
廃棄物由来のエネルギー・熱回収組み事業者数		5件	10件

* : H27.12時点の暫定値

** : 平成25年度末の数値

*** : 目標年度H32年(2020年)の数値

主な目標指標	現状 (平成26年度末)	目標 (平成30年度末)
IV-1 人と自然とのふれあいの確保		
自然保護ボランティア登録者数	146人	150人
県立拠点施設における自然体験プログラム利用者数	8,725人	17,000人**
里山整備活動・森林体験企画数	20件	33件**
IV-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全		
若手狩猟免許保有者数	155人	300人**
IV-3 三大湖沼の浄化と利活用の推進		
中海の水質(COD)	5.0mg/L	5.0mg/L
湖山池の水質(COD)	7.0mg/L	5.5mg/L
東郷池の水質(COD)	6.0mg/L	4.5mg/L(H27末)*
IV-4 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復		
有機農産物・特別栽培農産物の認定面積	1,358ヘクタール	1,500ヘクタール**
とっとり共生の森参画企業数	17社	23社**
間伐面積(年間)	3,050ヘクタール	4,200ヘクタール
V-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理		
生活排水処理人口普及率	91.4%	93.2%
河川・海域の水質の環境基準達成率 (河川: BOD、海域: COD)	93.3%	100%
ベンゼン等の有害大気汚染物質の環境基準達成率	100%	100%
IV-2 環境汚染化学物質の適正管理		
大気中のダイオキシン類濃度	0.014pg-TEQ/Nm ³	0.012pg-TEQ/Nm ³
VI-1 美しい景観の保全と創造		
景観まちづくり活動に取り組む団体数	70団体	74団体
景観行政団体(市町村)数	5団体	6団体
VI-2 歴史的、文化的街なみの保存と整備		
地域資源を活用したまちづくり実施地区数	71地区	73地区

* 東郷池の水質に係る目標値は次期水質管理計画で設定する予定(H28年度)

** 「鳥取県元気づくり総合戦略」の目標年度(H31年度)の数値

○温室効果ガス削減目標一覧

単位[千tCO₂]

区分		1990年度 (H2年度) 旧基準年	2013年度 (H25年度) 基準年【暫定値】	2018年度 (H30年度) 7年目標年	2030年度 (H42年度) 国の長期目標年
エネルギー 起源CO ₂	家庭部門	707	779	3,731**	3,228**
	企業部門	2,119	2,040		
	運輸部門	1,148	1,144		
エネルギー起源CO ₂ 以外の 温室効果ガス		407	620	620	620
再生可能エネルギー導入		-	▲122	▲210	▲306
電気排出係数の適用に よる差*		-	579	545	472
小計		4,381	5,040	4,686	4,014
森林吸収量		-	▲572	▲678	▲746
合計		4,381	4,468	4,008	3,268
2013年度比		-	-	▲10.3%	▲26.9%

* 目標年の電気排出係数(0.717)に固定して計算

** 部門別排出量は別途設定する。

東部広域行政管理組合の可燃物処理施設の処理方式決定を受けた対応について

平成28年2月23日

環境立県推進課

東部広域行政管理組合から、鳥取市河原町で計画中の可燃物処理施設の処理方式決定に伴う環境影響評価に係る変更届が提出されたことについて、その対応を報告する。

1 提出された変更届の概要

- ・処理方式（ストーカ方式）の決定（以前の評価書では2方式3種類で検討されていた）
- ・処理方式の決定に伴う、工場棟の容積等を含めた土地利用計画
- ・予測評価に用いる搬入車両台数を直近年次に更新
- ・その他事業実施区域を取り巻く情勢の変化に伴う見直し
(河原インター線全線開通後の交通量変化、隣接工業団地の区画割見直し等による影響確認)
- ・以上の変更に伴う提出済み環境影響評価書との比較検証の結果

2 鳥取県環境影響評価審査会での審査

(1) 開催期日

第1回：平成27年12月9日 / 第2回：平成28年2月1日

(2) 結果

- ・審査会では、変更及び比較検証の内容を否定する意見はなく、提出された変更届に対しては「環境影響評価に係る技術的観点からの問題は特にない」との結論に至った。
- ・なお、今後の事業実施にあたり、「綿密な事後調査の実施」等を留意事項として事業者に求めてはどうかとの意見があった。
⇒これらの審査結果について審査会から県に報告された。

3 県の対応

審査会からの報告を踏まえ、以下の留意事項を付した受理通知を東部広域行政管理組合に発出した。(平成28年2月19日付け)

[受理通知に付した留意事項 (概要)]

- ・住民説明・情報公開等の対応を引き続き行うこと。
- ・現況の環境を極力悪化させない努力と必要に応じた環境保全措置の追加を行うこと。
- ・綿密な事後調査を実施すること。
- ・環境に関する新たな知見の収集とそれに基づく必要な対応を行うこと。
- ・変更届に記載された、施設の詳細確定後の比較検証と評価書最終版の作成を実施し、報告すること。

「第8次鳥取県廃棄物処理計画（素案）」に係るパブリックコメントの実施について

平成28年2月23日
循環型社会推進課

このたび、平成30年度を目標年度とする次期計画「第8次鳥取県廃棄物処理計画」の策定に向けて、鳥取県環境審議会等の御意見を伺いながら素案を取りまとめ、パブリックコメント（2/19～3/4）を実施しているので、その概要を報告する。

1 計画（素案）の概要

- (1) 位置付け 廃棄物処理法に基づく法定計画
- (2) 基本理念 ごみゼロ社会を目指した4R実践の地域づくり
- (3) 計画期間 平成27年度から平成30年度（4年間）
- (4) 施策体系

基本方針	重点的な取組
4R社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・ 27年度に実施した食品ロス実態調査結果（可燃ごみ全体の約2割を手つかず食品、食べ残しが占める実態）を踏まえ、食品ロスの削減を中心としたごみの発生抑制の取組を強化 ⇒県民、事業者が一緒になって取り組む機運醸成に注力（県民運動の展開） ・ 小型家電回収の全県展開と焼却灰リサイクルの着実な実施によるリサイクル率の向上と最終処分量の削減
廃棄物の適正処理体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「使用済物品等の放置防止に関する条例」に基づく、不適切な使用済物品回収に対する監視指導の強化 ・ 関係団体と市町村との災害廃棄物処理の協定締結が完了したことから、次のステップとして災害廃棄物処理計画を策定し、災害に備えた廃棄物処理体制を整備
リサイクル産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみの堆肥化技術など、本県の特徴のあるリサイクルビジネスの推進と県外・海外への事業展開支援
低炭素社会との調和	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品ロス削減等による排出抑制と一層のリサイクル推進による焼却処理廃棄物の削減 ・ 紙おむつの資源化やリサイクルが困難な紙くず・廃プラスチック類の固形燃料（RPF）化の推進

※ 4R：リフューズ（断る）、リデュース（減量）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）

【次期目標値】

区分		次期計画の基準年 (H25実績)	次期目標 (H30)	(H25比)
一般廃棄物	排出量	210千トン	193千トン	△8%
	リサイクル率	26.1%	31%	+4.9%
	最終処分量	18千トン	10千トン	△44%
産業廃棄物	排出量	581千トン	581千トン	現状レベルに抑制
	リサイクル率	76.2%	77%	+0.8%
	最終処分量	21千トン	20千トン	△5%

2 今後の予定

パブリックコメント実施後、鳥取県環境審議会での審議を経て成案を策定する。

鳥取県廃棄物処理計画（素案） 概要版

1 計画策定の趣旨等

- この計画は、廃棄物処理法に基づき、本県の資源循環や廃棄物の処理の現状と課題を踏まえ環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の構築に向け、今後の本県における廃棄物処理等に関する基本的な事項について定めるものです。
- 対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に定める「一般廃棄物」及び「産業廃棄物」です。
- 目標年度は平成30年度とします。

2 廃棄物の現状と将来目標

(1) 一般廃棄物（ごみ）

市町村の分別収集の取組拡大や県民のリサイクル意識の向上のほか、新たに事業系の古紙や食品残さの処理状況を反映したことにより、リサイクル率は向上しましたが、事業系一般廃棄物の排出量も増加しました。

今後は、排出量の多い生ごみや古紙類を中心に、食べ残し等の食品ロス削減や生ごみの水切り、雑紙（ミックスペーパー）の分別・資源化等によるごみ発生抑制の取組を拡大するとともに、市町村における焼却灰や小型家電のリサイクルの拡大を図ります。

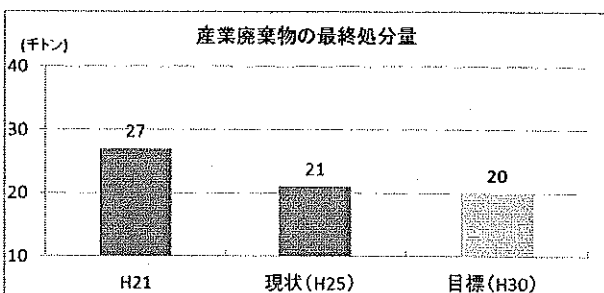
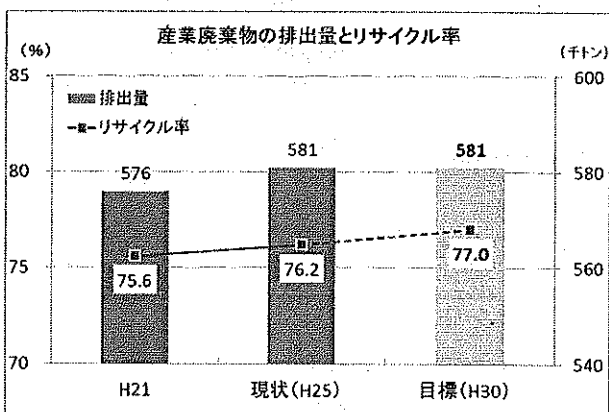
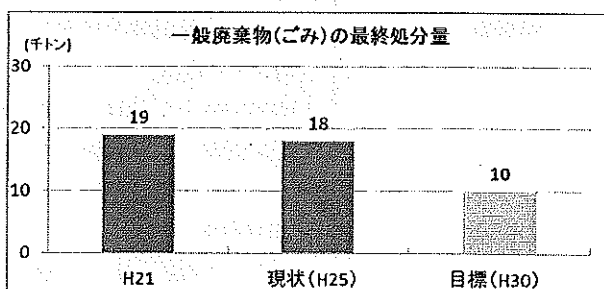
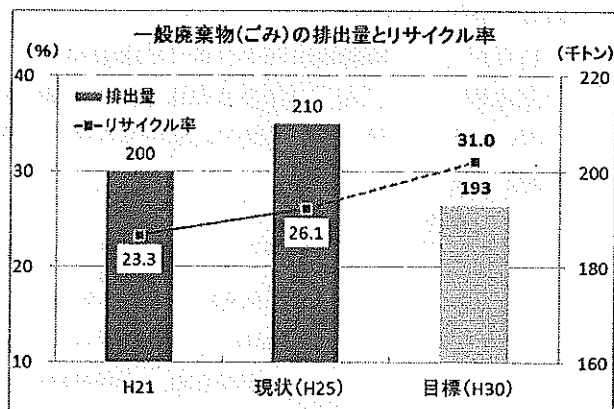
これらの取組により、排出量を193千トンに削減するとともに、リサイクル率は全国トップレベルの31%を目指し、最終処分量の削減を図ります。

(2) 産業廃棄物（第1次産業を除く）

排出量は近年横ばいで推移していますが、リサイクル率は燃え殻やガラスくず等の再生利用が進んだことにより向上しました。

今後は、多量排出事業者等へのきめ細かな減量リサイクルの指導強化やリサイクル産業への支援の拡大を図ります。

これらの取組により、今後、増加が見込まれる排出量を現状レベルに抑制するとともに、リサイクル率を向上させることにより、最終処分量の削減を図ります。



鳥取県が進める「4つのR」

- ① リフューズ（不要なものは断る）、
- ② リデュース（ごみを減らす）、
- ③ リユース（繰り返し使う）、
- ④ リサイクル（資源として再利用する）

3 目標達成のための施策の方向と主な施策

本県では、国が進めるリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の「3R」に廃棄物の元を断つ意味であるリフューズを加えた「4R」を循環型社会形成の取組の柱として取組を進めてきました。この計画では「ごみゼロ社会を目指した4R実践の地域づくり」を基本理念として、県民、NPO、事業者、行政が一体となって、次の4つの観点から、より一層の循環型社会づくりの取組を進めます。

(1) 4R社会の実現

廃棄物を資源として循環させるリサイクルを推進するとともに、より優先順位の高いリフューズ、リデュース、リユースの取組による発生抑制を促進し、4つのRが定着した循環型社会の形成を目指します。

① 実効性のあるごみ減量・リサイクルの推進

- ◇ ごみの発生抑制につながる3Rの取組強化（県民大会による食品ロス削減等の意識醸成）
- ◇ リサイクルの高度化と最終処分量の削減（小型家電や焼却灰のリサイクル拡大）

② 県民との協働による実践活動の拡大

- ◇ 実践活動団体等との協働（3キリ（水キリ・食べキリ・使いキリ）による生ごみの削減や雑紙の分別徹底、エコクッキングの普及啓発、とっとり食べきり協力店との連携による食べ残し削減の啓発）
- ◇ 地域での資源ごみ回収の推進（古紙の分別・資源化の意識高揚）

③ 環境教育・環境学習等の推進

- ◇ 幼児期からの環境意識の醸成（環境学習「ちびっ子エコスタート」、こどもエコクラブ）
- ◇ NPO法人等と連携した環境学習の推進（とっとり環境教育・学習アドバイザーの派遣）

④ 排出事業者の自主的な取組の推進

- ◇ 多量排出事業者に対する指導の徹底（戸別訪問による廃棄物処理計画への指導・助言等）
- ◇ 適正管理等に関する普及啓発（排出事業者向け研修会の開催）

⑤ 産業廃棄物のリサイクルの向上と最終処分量低減の促進

- ◇ 建設廃棄物のリサイクルの徹底（建設リサイクル法に基づく監視指導）
- ◇ 産業廃棄物処分場税による最終処分量の削減（排出削減に対する経済的な動機付け）

(2) リサイクル産業の振興

リサイクル技術や製品の開発から販路開拓、リサイクル施設の整備等の幅広い支援を行うとともに、鳥取発のリサイクル技術や製品の県外、海外への事業展開を推進し、県内リサイクル産業の活性化を図ります。

① 本県の特徴あるリサイクルビジネスの推進

- ◇ 本県の特徴ある技術・製品の地域の枠を越えた事業拡大への取組支援

② リサイクル産業への参入促進と既存企業の成長支援

- ◇ リサイクル新技術・製品開発、施設整備への支援（研究開発やインフラ整備への支援）
- ◇ リサイクルビジネスの事業化促進（専門コーディネーターによる総合的な支援）
- ◇ 公設試験研究機関による先進的なリサイクル技術等の確立（レアメタルの分離回収等）

③ リサイクル製品の利用促進と販売促進

- ◇ 鳥取発のリサイクル技術等の事業拡大の推進（県外・海外への事業展開支援）
- ◇ リサイクル製品の販売促進（県外展示会への出展等による県外への販路開拓支援）

(3) 低炭素社会との調和

焼却施設の二酸化炭素排出抑制やエネルギー・熱回収による環境に配慮した施設への転換を図ります。また、廃棄物の分別徹底を進め、資源化の推進とともに、固形燃料としての利用促進により、化石燃料の消費抑制を図り、「循環型社会」と「低炭素社会」との調和を目指します。

① 温室効果ガスの発生抑制

- ◇ 廃棄物の排出抑制による温室効果ガスの発生抑制（食品ロス削減等による発生抑制）
- ◇ 市町村焼却施設の二酸化炭素の排出抑制（国の交付金を活用した環境配慮型施設への転換推進）

② 廃棄物由来のエネルギー・熱回収の推進

- ◇ 市町村焼却施設のエネルギー・熱回収の推進（国の交付金を活用したエネルギー回収型施設の整備推進）
- ◇ 民間焼却施設のエネルギー・熱回収の推進（熱回収施設の認定制度の周知）
- ◇ 廃棄物系バイオマスの利用促進（新エネルギー設備導入への支援）
- ◇ 廃棄物の資源化、固形燃料（RPF）化の推進（紙おむつのボイラー燃料化等）

(4) 廃棄物の適正処理体制の確立

市町村等の関係機関と連携して、不適切な廃棄物や不用品の処理の監視を徹底するとともに、県民への注意喚起により、適正な資源のリサイクル推進を図ります。また、優良な処理業者等の育成や廃棄物処理施設等に対する監視指導を徹底するとともに、不法投棄の撲滅や災害に備えた廃棄物処理体制の充実に努めます。

① 廃棄物の適正処理の推進

- ◇ 優良な処理業者の育成（優良産業廃棄物処理業者認定制度の普及）
- ◇ マニフェスト制度による適正処理の推進（電子マニフェストの普及）
- ◇ 特別管理産業廃棄物の適正処理の推進（PCB廃棄物の掘起し、早期処分の推進）

② 不法投棄の撲滅

- ◇ 不適切な不用品回収業者に対する監視指導と県民への注意喚起
- ◇ 関係機関との連携強化による不法投棄防止対策（連絡協議会、合同パトロール等の実施）
- ◇ 多様な主体による監視体制の強化（民間団体との通報協定締結、高感度監視カメラの設置）

③ 災害廃棄物等の適正な処理体制の確保

- ◇ 災害廃棄物の処理体制の確保（災害廃棄物処理計画の策定、関係団体との協定締結による支援体制の構築、広域的な連携強化）

4 計画の推進

- 本計画の進行管理はPDCAサイクルにより行い、目標達成状況の定期的な検証と各種施策の継続的な改善を図ることとします。
- なお、今後の社会経済情勢の変化や廃棄物処理に関する法制度の改正等の内容によっては、計画期間内であっても必要な見直しを行うものとします。

基本理念

ごみゼロ社会を目指した4R実践の地域づくり

基本方針と主な取組

4R社会の実現

- ごみの発生抑制につながる3Rの取組強化（食品ロス削減等）
- 一般廃棄物のリサイクルの高度化と最終処分量の削減（焼却灰、小型家電等）
- 監視指導等の徹底による産業廃棄物の排出抑制とリサイクル推進

リサイクル産業の振興

- 本県の特徴あるリサイクルビジネスの推進
- 鳥取発のリサイクル技術等の事業拡大の推進

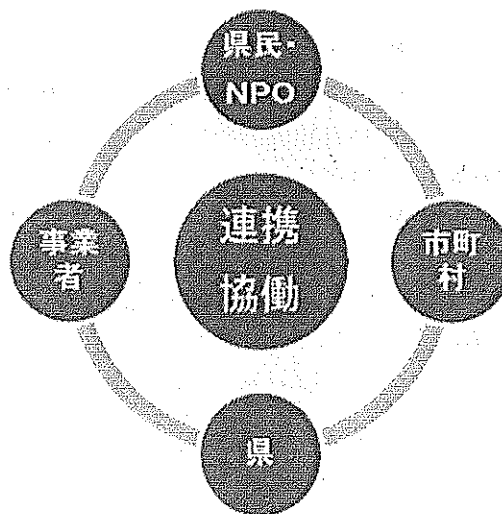
低炭素社会との調和

- 廃棄物の排出抑制による温室効果ガスの発生抑制
- 焼却施設のエネルギー・熱回収の推進
- 廃棄物の資源化、固形燃料化の推進（紙おむつ、RPF等）

廃棄物の適正処理体制の確立

- 関係機関との連携強化による不法投棄防止
- 不適切な不用品回収に対する監視指導
- 災害廃棄物の処理体制の確保

実施体制



「平成28年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）」に係るパブリックコメントの実施について

平成28年2月23日
くらしの安心推進課

食品衛生法第24条の規定に基づき、平成28年度鳥取県食品衛生監視指導計画を策定するにあたり、広く県民の意見を求めるためパブリックコメントを実施中である。

[鳥取県食品衛生監視指導計画について]

県内に流通する食品等の監視指導、食品取扱事業者への指導及び消費者に対する食品衛生の啓発等の実施方法及び実施内容を定め、これを実施することにより食品の安全性確保を図るものである。

1 意見募集の方法

- (1) 募集期間：平成28年2月8日（月）から2月29日（月）まで
- (2) 応募方法：郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民課、総合事務所意見箱等

2 計画（案）の概要

(1) 行政（食品衛生監視員）による監視指導等の実施

- ア 流通食品の収去検査（食品の抜き取り検査）の実施等
- イ 食品事業者等への計画的な監視指導の実施
- ウ [強化] 食中毒予防対策

・主に事業者に対する指導

寄生虫（アニサキス・クドア）による食中毒の予防啓発等※

ノロウイルス、カンピロバクター食中毒の予防啓発等

・県民に対する啓発

自然毒（毒キノコ・フグ毒）による食中毒の予防

※平成27年に寄生虫による食中毒が多発したことから、事業者への指導及び広報をより一層強化する。

(2) 食品等事業者の自主衛生管理の推進

- ア 条例に基づく鳥取県HACCP適合施設の認定 [H27 から実施]
- イ 専門家派遣等によるHACCP取組推進のための支援 [H27 から実施]
- ウ 食品衛生管理を担う者の養成及び資質向上

(3) 消費者に対する情報提供や食品衛生の普及啓発

- ア 出前講座や研修会等を通じての消費者に対する食品衛生の普及啓発
- イ 消費者への食品による被害防止のための情報提供（夏季やノロウイルス流行期など）
- ウ 消費者へのHACCPの普及啓発
- エ 食の安全・安心アドバイザーによる消費者への食品衛生講習の実施 [H27 から実施]

3 今後のスケジュール

平成28年2月29日まで	パブリックコメント実施
3月中旬	鳥取県食の安全推進会議において最終案の検討
下旬	常任委員会において結果報告
末頃	策定・公表

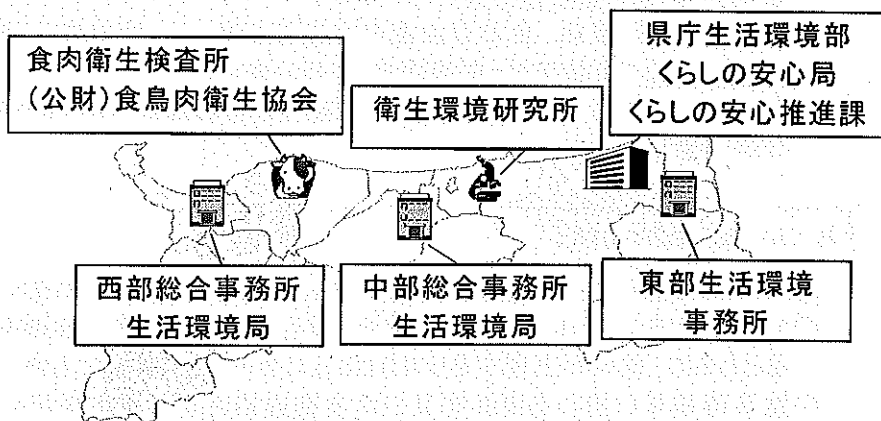
平成28年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）の概要

食品衛生法第24条に基づき、都道府県知事は毎年度「食品衛生監視指導の実施に関する計画」を定め、この計画に従って食品衛生に関する業務を実施することとされています。

この度、県では「平成28年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）」を作成しました。

1 監視指導の実施体制等

- 食品関連事業者が行う食の安全性の確保が適切に行われているか状況を把握し、衛生指導を実施するため、東部生活環境事務所、中部及び西部総合事務所に食品衛生監視員を配置し、効率的かつ一元的な監視指導を行います。
- 食の安全性確保を図るため衛生環境研究所、食肉衛生検査所で科学的な根拠に基づいた検査や研究を行います。
- 国及び他自治体と連携し、効果的な監視指導を行います。
- 農林水産部局と連携し、生産段階からの食の安全性の確保に努めます。



2 監視指導の内容

(1) 重点的に監視指導を実施すべき事項

- 食品衛生上の危害の発生状況を分析し、社会的な影響等を考慮して重点的な監視が必要な業種を中心に監視を実施します。(表1)
- 食の安全を確保するため、生産から流通、販売、消費に至る各段階において、事業者の衛生管理が適切に行われているか確認します。

(2) 食中毒予防対策の強化

- 平成26年及び平成27年(速報)の全国及び本県の食中毒の発生状況(表2)を考慮し、腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、ノロウイルス、自然毒及び寄生虫による食中毒の予防対策を重点的に行います。

ア 腸管出血性大腸菌、カンピロバクター対策

加熱不十分な食肉等の喫食が関与していることが多いことから、食肉処理業、食肉販売業及び飲食店での衛生的な取扱い等について監視指導・啓発を行います。生食用食肉の提供施設に対しては、規格基準等の遵守を指導するとともに、消費者に対して、食肉や内臓の生食は食中毒のリスクがあることを注意喚起します。

イ ノロウイルス対策

飲食店等における正しい手洗い及び適切な消毒方法の徹底、調理従事者等の健康管理、食品の取扱い等について監視指導・啓発を行います。

ウ 自然毒(毒キノコやフグ毒)食中毒対策

毒キノコによる食中毒は、食用のキノコと間違えて食べたことによるものが多く、また、フグによる食中毒は、免許のない人が素人調理したことにより発生したものが多くっており、予防啓発を強化します。

エ 寄生虫による食中毒対策

平成27年に寄生虫による食中毒が多発したことから、注意喚起を強化します。

表2 鳥取県食中毒発生状況(事件数)

	H27	H26
ノロウイルス	6	-
寄生虫(アニサキス)	5	-
寄生虫(クドア)	1	3
ウェルシュ菌	2	1
カンピロバクター	-	1
動物性自然毒	2	1
植物性自然毒	2	-
不明	1	1
合計	19	7

3 食品等の取去検査について

- 食品の製造工場や販売施設等から食品の無償提供を受け、試験機関において検査を行います。
- 消費者の安全性確保を目的に、県内流通食品について検査します。
- 野菜や果物については、県内で使用されている農薬の実態に併せて検査項目を選定します。

4 HACCP(ハサップ)の普及推進

- HACCPによる衛生管理を推進するため、鳥取県 HACCP 適合施設認定制度の普及を行います。
- 専門家派遣、補助金交付等により、施設に応じたきめ細かい指導や相談対応を行い、HACCP に取り組む事業者の支援を行います。

5 消費者との情報交換、情報提供の実施

- 消費者へ食の安全に関する正しい知識を普及啓発するため、各講習会へ食の安全・安心アドバイザーの派遣を行います。県が候補者に対し養成講習会を実施し、受講者を食の安全・安心アドバイザーとして登録します。出前講座等の依頼に応じて、自治会、保育園保護者会等に派遣し、食中毒予防及び家庭での食品の衛生管理等の講習を行います。
- 出前講座、研修会、食の安全推進会議等を通じて、消費者の皆さんと食の安全・安心に関するリスクコミュニケーション(情報交換・情報提供)を行います。
- 食品による危害発生防止のため、報道への資料提供、ホームページ及びパンフレット等により、迅速に必要な情報を提供します。

6 人材育成について

- 食品衛生監視員等食品衛生関係職員の資質の向上に努めます。
- 食の安全モニターに対し 食の安全・安心に関する幅広い知識を習得していただくため、研修会等を開催するとともに、国等が主催するリスクコミュニケーション事業にも参加していただきます。
- 食品等事業に携わる関係者及び給食施設関係者に衛生講習会を行うとともに、食品衛生模範施設及び食品衛生功労者に対し、県知事表彰の授与を行います。

表1 主な重点監視対象施設における監視事項

施設の区分	対象施設の要件	監視回数	重点監視事項
① 食品衛生法違反施設	過去3年(H25～H27)のうち、食品衛生法違反により、処分や文書指導を受けたことのある施設(食中毒発生施設、食品衛生法第6条違反食品製造等であり、継続して監視指導が必要な施設)	3回/年	①改善事項の遵守の確認
	食中毒原因施設のうち、寄生虫による食中毒の原因施設	1回/年	
② 鳥取県HACCP適合施設	HACCPによる衛生管理が実施されているとして県が認定した施設	1回/年	①HACCPによる衛生管理
③ 大量調理施設	飲食店営業(一般食堂、レストラン、仕出し屋、弁当屋、旅館及びホテル)、及び給食施設のうち、概ね同一メニューを1回300食又は1日750食以上提供し、事故が発生した場合、大規模食中毒につながる可能性がある施設	2回/年	①下処理及び原料からの二次汚染防止 ②加熱食品の十分な加熱 ③加熱後、冷まして喫食する食品の速やかな放冷 ④手指等からの二次汚染防止 ⑤調理器具等の洗浄消毒の徹底等 ⑥従事者の健康管理 ⑦異物混入防止対策の徹底
④ 生食用食肉等取扱い施設	食品の特性から、腸管出血性大腸菌、カンピロバクターによる食中毒の発生を未然防止する必要性の高い施設	1回/年	①加工(調理)基準の遵守 ②殺菌温度の確認と記録 ③成分規格(細菌検査結果)の確認 ④保存基準の遵守(温度管理) ⑤表示基準の遵守(掲示) ⑥認定生食用食肉取扱者の設置
⑤ 野生鳥獣肉処理施設	食品の特性から、腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、E型肝炎ウイルス等による食中毒の発生を未然防止する必要性の高い施設	2回/年	①ガイドラインに基づく作業手順の遵守 ②器具等の洗浄・殺菌及び管理状況 ③原料及び製品の適正な温度での保管 ④施設内の衛生管理状況

「鳥取県消費者教育推進計画（案）」に係るパブリックコメントの実施結果について

平成28年2月23日
消費生活センター

消費者教育推進法（H25.12施行）に基づく都道府県計画である「鳥取県消費者教育推進計画」を今年度策定するにあたり、当該計画（案）に係るパブリックコメントを実施したのでその結果概要を報告する。

〔鳥取県消費者教育推進計画について〕

被害に遭わない消費者にとどまらず、よりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者を育成するため、消費者教育の推進内容を体系的に整理するとともに、計画期間中（平成28～30年度の3年間）に特に重点的に取り組む内容を3項目設定し、その一体的・総合的な推進を図るものである。

1 意見募集の方法

- (1) 募集期間：平成28年1月18日（月）から2月8日（月）まで
- (2) 応募方法：郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民課、総合事務所等設置の意見箱

2 応募結果

- (1) 意見総数：59件（59名）
- (2) 年代：10歳代まで34件（※）、20歳代1件、30歳代1件、40歳代1件、50歳代1件、60歳代4件、70歳以上3件、不明14件
※ 米子高専が「くらしの経済・法律講座」を受講中の学生に対して授業の課題として意見を集めたもの。

3 主な意見と対応方針

(1) 重点項目1「消費生活センターを中心とした『消費者教育』の意義の普及」に関する主な意見

主な意見	対応方針
○ 消費者教育は被害防止にとどまらず、自らの行動が社会をより良いものに変えることを、多くの市民に周知すべき。〔10歳代〕	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者市民社会の形成につながる「社会的価値を考えた消費活動」について、未来を担う子どもたちを中心に普及啓発事業を展開していく。 ・消費者教育は消費者の権利であることがより伝わるようにその旨を盛り込むこととする。
○ 全体的に「保護」の視点が強い。「消費者の権利」の視点も盛り込んでほしい。〔60歳代〕	
○ 県民の大半が自分は被害に遭わないと過信している。いかに消費者教育について考えてもらうかが重要。〔年代不明〕	
○ 効果的な広報について、具体的な内容を教えてほしい。〔年代不明〕	<ul style="list-style-type: none"> ・地域・学校・職場に消費者教育の講師派遣などを働きかけ、その目的・必要性を周知していく。 ・消費者教育の機会を拡充し、既存の講座も体系的に整理し、「消費者大学」という共通キーワードのもとに戦略的な消費者教育を展開していく。

(2) 重点項目2「小・中・高等学校における消費者教育の一層の推進」に関する主な意見

主な意見	対応方針
○ マンガやアニメを題材として扱う。〔年代不明〕	<ul style="list-style-type: none"> ・教育機関・消費者行政が連携して、ワーキングチームを設置し、教材開発や指導手引きの作成など、教育現場への支援策を検討する。
○ 消費者教育は講座として前で話しをされるだけでは意味がない。〔10歳代〕	
○ 学校での消費者教育は不可欠であるが、同時に保護者にも行われるべき。〔10歳代〕	<ul style="list-style-type: none"> ・PTAの催し等での消費者教育の提案や、保護者向けの教材・啓発資料の提供などを行う。 ・特に「社会的価値を考えた消費活動」の啓発は、夏休み期間中の子どもたちに、家族を巻き込んだ取組を展開していく。
○ 学校の教育のみではなく、家庭で親が日々の生活の中で消費者教育を行うことが大切であり、親も同時に学ぶことが必要。〔10歳代〕	
○ 教育機関との連携の役割を担う「消費者教育支援員」の活躍に期待。〔60歳代〕	
○ 消費者教育の専門家を育成し、学校におもむくというやり方にした方がよい。〔10歳代〕	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターに「消費者教育支援員」を新たに配置し、教育機関に対し、外部講師の紹介等も含めた様々な助言・提案を行い、教職員の指導力向上も含めた支援を行っていく。

(3) 重点項目3「高齢者・障がいのある人の消費者被害を防ぐ仕組みづくり」に関する主な意見

主な意見	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員など福祉活動のネットワークを活用すべき。また、自治会単位のきめ細かい普及活動を推進すべき。〔70歳代以上〕 ○ 多くの人で見守り、高齢者のボランティアなどを広く集めることが必要。〔40歳代〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・支え愛ネットワークなど既存の地域見守りネットワークとも連携し、福祉分野での見守りの担い手に消費者被害防止の研修を行っていくほか、市町村や地域消費生活サポーターとのネットワーク構築も支援していく。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「被害が出ないと何もできない」状況は何とかしなくてはならない。〔40歳代〕 ○ 金融機関、宅配事業者などでも、特殊詐欺防止に向けた細かな指導研修が必要。〔60歳代〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターに「特殊詐欺被害撲滅リーダー」を配置し、民生委員など地域見守りの担い手に指導・助言を行うほか、金融機関、タクシー会社などにも働きかけを行っていく。
<ul style="list-style-type: none"> ○ これまで様々な形で消費者教育をされてきたと思うがこの仕組みで本当に被害が少なくなるとは思えない。もう少し画期的な取組が必要。〔年代不明〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の特殊詐欺被害を防止するため、地域ぐるみで集中的に被害防止の取り組みを実施するモデル地区を設定し、その成果を検証の上、全県的な普及を図っていく。

(4) その他の意見

主な意見	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域消費生活サポーターを十分に活用すべき。〔70歳代以上〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に地域の現場で市町村が地域消費生活サポーターを活用できるよう、サポーターの資質向上や市町村との調整を図っていく。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 3年間という計画期間は設けない方がよい。〔10歳代〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・重点的活動期間として設定するものであり、国の動向や県の取組の実施状況を踏まえ、計画期間も含め必要な見直しを行っていく。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者教育の効果をどのような基準・手段をもって確認するのかということが不明瞭。〔10歳代〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の進捗管理や成果の検証については、毎年度鳥取県消費者教育推進地域協議会により目標設定や評価方法を検討し公表する。

4 今後のスケジュール

平成28年3月8日(火)に今年度第3回目の鳥取県消費者教育推進地域協議会を開催し、パブリックコメントでの意見を踏まえた計画最終(案)を協議会委員に協議の上、3月末までに「鳥取県消費者教育推進計画」を策定する。

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

変更契約

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
くらの安心局 住まいまちづくり課 (西部総合事務所)	県営住宅永江団地第七期住戸改善工 事(52-4棟)(建築)	米子市永江	株式会社 金田工務店 代表取締役 金田 勝	(当初契約額) 225,720,000円	平成27年7月29日 ~平成28年6月10日 (変更なし)	(当初契約日) 平成27年7月28日	(第1回変更)
				(変更契約額) 233,324,280円		(変更契約日) 平成28年1月26日	

平成28年2月23日
住まいまちづくり課

